

やまがた社会貢献基金 (正式名：山形県社会貢献活動促進基金) 団体支援助成事業 募集要項



やまがた社会貢献基金
Yamagata Social Contribution Fund

1 目的・趣旨

「やまがた社会貢献基金」は、誰もが安心して暮らせる住み良い地域社会を県民みんなで作るため、社会や地域に貢献したいという思いを持った県民及び企業等からの寄付金と県の拠出金で造成しました。

団体支援助成事業は、あらかじめ審査を経て基金に登録された団体（以下「登録団体」という。）が行う事業への支援を希望して寄せられた寄付金を活用し、登録団体を対象に社会や地域の問題解決に取り組む社会貢献活動の企画提案を募集し、助成（補助）します。

2 募集内容

以下の(1)から(3)までのすべての条件を満たす県内で実施する事業の企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して助成（補助）します。

(1) 山形県社会貢献活動促進基金実施要領に基づき、団体支援助成事業の対象団体として登録されているNPO法人又はボランティア団体が実施する事業

※寄付者が希望した団体以外の登録団体も申請可能ですが、審査会では寄付者の意向が尊重されます。

(2) 団体登録時に寄付者へのPRで掲げた内容に合致した事業

(3) 応募できない事業

社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業

- ・営利を主目的とする事業
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ・政治、宗教に関わる事業

(4) 補助事業の実施期間

補助事業に採択された日（前年度中に採択された場合は、事業実施年度の4月1日）から当該年度の3月31日までとします。

県では、「第4次山形県総合発展計画」の推進を通して、国際連合サミットで採択されたSDGs*の実現に貢献していくこととしています。

SDGsの理念を意識し、複数の目標の達成に貢献する事業をご提案ください。

事業実施及び成果報告等において、SDGsの取組みを「見える化」し周知することで、採択団体の活動が県民の理解促進につながるとともに、多様な主体による協働の取組みを促進します。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国際連合サミットで採択された、2030年までの達成を目指す国際社会全体の目標です。

17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

3 補助金額・件数

(1) 補助金額及び選定件数

補助金額及び選定件数は、希望を添えて寄せられた寄付金額と申請額を勘案し、山形県NPO推進委員会における審査を経て決定します。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施に直接要する次の経費とします。

区 分	内 容
① 謝金	外部講師やコンサルタント等に係る謝金（ただし、一人あたり10万円以内とする。）
②旅費	職員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
③印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費（印刷物に係るデザイン料を含む。）
④消耗品・材料購入費	材料・消耗品等の購入費（ただし、1個当たりの単価が5万円未満のものに限る。）
⑤通信運搬費	電話、宅配・郵送料等
⑥保険料	ボランティア等の傷害保険料等
⑦委託費	団体が直接実施することが困難な内容（専門的な知識・技術を要するもの）について、事業の一部を委託するために要する経費等（補助対象とできる額は補助金額の2割以内。） 1件あたりの委託費が50万円以上の場合、以下の書類を添付すること。 《応募時》 ・委託内容、積算基礎、委託期間等が分かる資料（様式任意） 《実績報告時》 ・委託実施前に徴取した2者以上の見積書 ・1者からしか見積書を徴取できない場合はその理由書
⑧使用料	会議室等の賃借料、機器のリース及びレンタル料
⑨人件費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員賃金、社会保険料等（補助対象とできる額は補助金額の3割以内。ただし、主たる事業内容が相談、調査等で特に人的資源を要すると認められる場合は6割以内。）
⑩備品購入費	購入価額5万円以上の物品（ただし、補助対象とできる額は、補助総額の2割以内とする。）
⑪その他	その他知事が必要と認める経費

※ 財産形成につながる工事請負費及び食糧費は、原則として補助対象外です。

4 応募団体の資格

以下の(1)及び(2)のすべての条件を満たす団体

- (1) 「山形県社会貢献活動促進基金実施要領」に基づき、団体支援助成事業の対象団体として登録されているNPO法人又はボランティア団体
- (2) 「山形県社会貢献活動促進基金実施要領」第12条に定める事業報告書等の提出を怠っていない団体

5 応募方法

所定の様式に必要事項を記入のうえ、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課まで、電子メール、郵送又は持参により提出してください（郵送の場合は締切当日必着）。

(1) 応募期間

応募は随時受け付けますが、審査は年3回（5月、8月、2月）行いますので、事業実施期間に合わせて応募してください。

※事業は必ず補助事業に採択されてから（前年度中に採択された場合は、事業実施年度の4月1日から）始めてください。

※2月審査分は、翌年度に実施する事業が対象となります。

申請	申請締切(※)	審査会（予定）	補助金の交付決定（予定）
随時受付	4月中旬	5月	6月中旬
	7月中旬	8月	9月中旬
	1月中旬	2月	4月下旬

※申請締切日は、別途、基金登録団体へお知らせします。

(2) 応募書類

本事業に応募するNPOは、次の書類を1部作成し、提出してください。

※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

※ 様式は、末尾に記載したホームページからダウンロードできます。

- ① やまがた社会貢献基金団体支援助成事業企画提案書
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 積算内訳書（様式任意）
- ⑤ 委託内容、積算基礎、委託期間等が分かる資料（様式任意）
※委託費が1件あたり50万円以上の場合
- ⑥ その他、企画提案に関して参考となる資料
※必要に応じてA4判片面3枚まで

6 審査方法

(1) 審査機関

「山形県NPO推進委員会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

審査会では原則として、提案内容を団体から直接説明していただきます。ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、原則として書類のみで審査します。

- ① 希望補助金額が10万円未満であること

- ② 申請日の属する年度の前3か年度以内にやまがた社会貢献基金による助成実績があること※
 ※同様の事業についてプレゼンテーションを免除する期間は2事業年度までとします。
 審査の結果については、申請したすべての団体にお知らせします。

(2) 選考ポイント

①事業の公益性・必要性 提案内容は、社会や地域の問題解決に寄与する事業となっているか。
②事業内容と寄付者の意向との整合性 提案内容は、団体登録時に寄付者へのPRで掲げた内容と合致しているか。
③積算内容の妥当性 費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。
④事業の実現可能性 団体には、計画を実現できるだけの体制があるか。提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。

7 留意事項等

(1) 情報公開への同意

実施事業の概要、団体名、代表者名等についてはホームページ等により公表します。

(2) 選定された団体の義務

- ① 別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
- ② 事業実施後は、事業評価を行うとともに成果報告会に出席していただきます。
- ③ 「やまがた社会貢献基金」の普及啓発のために、事業実施中に加え、事業終了後も協力していただきます。

(普及啓発の例)

- ・ 報道機関に対して事業実施の積極的なプレスリリースをお願いします。なお、報道機関への情報提供に際しては、やまがた社会貢献基金協働助成事業として実施する事業であること等を明示してください。
- ・ 事業参加者に対して、やまがた社会貢献基金に係るパンフレット等を配布いただく等、普及啓発に御協力をお願いします。

◆提出先（問い合わせ先）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
 山形県 防災くらし安心部 消費生活・地域安全課（山形県庁2階）
 [電話] 023-630-2122（直通）
 [ファクシミリ] 023-625-8186
 [ホームページ] <https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/npo/kikin/shakaikouken/index.html>
 [メール] yshohianzen@pref.yamagata.jp